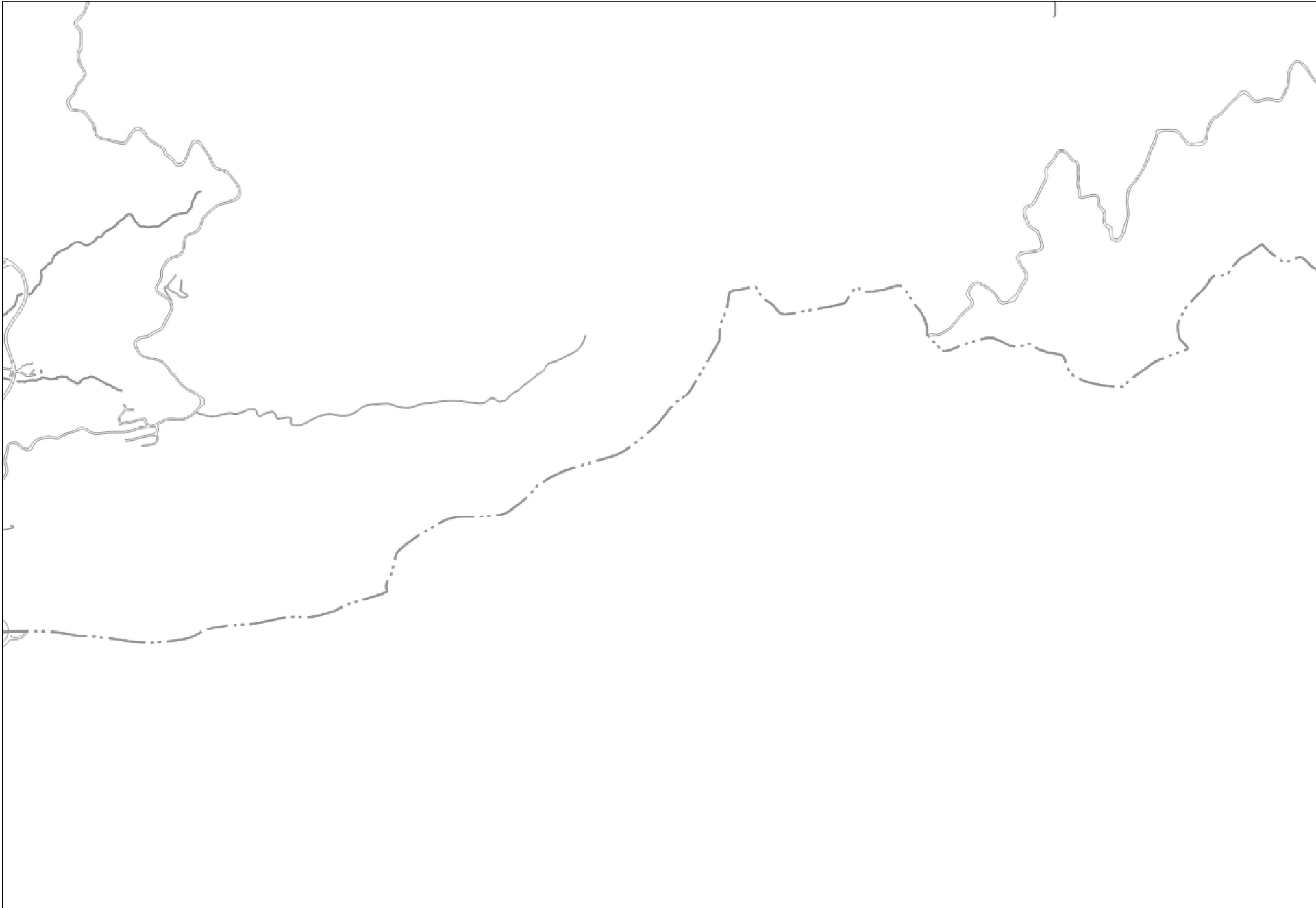


# 指定道路図



1項2号道路  
(開発行為等)

(開発行為等)

1項3号道路  
(法施行前道路)

(法施行前道路)

1項4号道路  
(計画道路)

(計画道路)

1項5号道路  
(位置指定道路)

(位置指定道路)

2項道路  
(道路後退)

(道路後退)

2項道路  
(1項1号と複合)

(1項1号と複合)

2項道路  
(3項指定)

(3項指定)

## ※注意事項

ご利用に際しましては、以下の事項についてご同意の上、ご利用願います。

1. 本図は、建築基準法第42条の道路の種類のみを表したものです。
2. 本図は道路の幅員・境界位置及び終始端位置などの道路の形状を示すものではありません。
3. 本図の情報は、次の資料として用いることはできません。
  - ◎敷地が道路に2m以上接するかどうかを判断する資料
  - ◎土地の形状及び所有権を判断する資料
  - ◎内容を証明するものや権利の義務の発生するもの、不動産取引のための資料
4. 本図の利用により発生した直接又は間接の損失、損害について、沼津市は一切の責任を負うことができません。
5. 行政境に位置する道路又は、横断する道路については、当該特定行政庁にも確認願います。
6. 必ず現場を確認頂き、現場と本図の内容に相違がある場合、疑義等がある場合はまちづくり指導課窓口にてご確認ください。
7. 本図は指定道路の追加指定・廃止等に伴い、加算修正を行いますので、最新の情報はこちらのまちづくり指導課窓口にてご確認ください。
8. 本図は沼津市に帰属します。
9. 本図の著作権は沼津市に帰属します。
10. 本図を複製することを禁じます。
11. 本図は令和3年3月末現在の情報をもとにしています。
12. 表示内容と現況に相違がある場合や表示内容に疑義がある場合には、まちづくり指導課へお問い合わせ下さい。

※複写厳禁

1/10000

沼津市 住宅政策課

2021年3月31日現在